原判決中被告人A、 同Bに関する部分を破棄する。 被告人A、同Bの両名を各懲役一年に処する。

被告人両名に対し、本裁判確定の日より四年間右各刑の執行を猶予す

る。

横浜地方法務局川和出張所保管横浜市a区b町字cd番外二個所所在山 林合計三筆五反三畝二四歩に関する所有権移転登記申請書の偽造分、押収の印鑑証 明願(昭和三七年押第四〇号の二の一部)、C1名義の委任状二通(同押号の一の -部と二の一部)を没収する。

理 曲

本件控訴の趣意は検察官八木胖の控訴趣意書記載のとおりであるからこれを引用 する。

検察官の控訴趣意第一点の所論は、原判決が本件公訴にかかる訴因中偽造 委任状の行使と、家督相続による登記簿原本不実記載の二点について、無罪の言渡をしたのは、事実誤認および法令の解釈を誤つたものである、と主張するので、記 録を検討して勘案するのに、

まづ、原判決が右偽造委任状行使の点を無罪とした論拠は、委任状というも のは委任者が受任者に対して一定の事項の処理を委任すべき旨を記載して、受任者 に交付する書面であるから他人名義の委任状を偽造して、これを受任者に交付した 場合は偽造私文書行使罪が成立するが、受任者が更にこれを第三者に交付しても、 偽造者について右第三者に対する関係において偽造私文書行使罪は成立しないとい うものである。

しかしながら偽造文書の行使罪は偽造の文書を真正に成立した文書として、その文書の用法に従つて使用する罪であることはいうまでもない。ところで不動産登記手続に必要な委任状の用法、すなわち使用目的は何かといえば、代理人によつて登 記申請をするにつき、その代理人に対し登記申請に関する一切のことを委任したと 記中間をするにうさ、その代達人に対し登記中間に関する一切のことを安住したという事実、いい換えれば代理人の委任事務処理の権限を、登記係員に証明するためのものである。不動産登記法第三五条は、登記申請に必要な書面として、「代理人二依リ登記ヲ申請スルトキハ其権限ヲ証スル書面」を必要としている。すなわち、司法書士を代理人として登記申請をする場合はその司法書士に登記申請に関する件を委任した旨の委任状の添附を要求しているのである。この要求を充たすために登記申請書に添附して司法書士に対する委任状を登記係員に提出する訳を記載して思想される。

原判決は委任状というものを極めて抽象的に定義ずけて、委任事項を記載して受 任者に交付する書面であり、受任者以外の第三者に意思を表明するものでない、と 説明しているけれども登記申請に必要な委任状は、司法書士に対し委任の意思を表 明することを目的とする書面でもなければ、司法書士に対しその事実を証明するためのものでもない。司法書士に対し登記申請の件を委任した事実を登記係員に証明 することを目的とする書面である。したがつて検察官も指摘するとおり、実際の取 扱いにおいてもまた本件においてもその例外ではないが、委任者が自ら委任状を作 これを司法書士に交付するというやり方をしないで、司法書士に依頼し て、司法書士のところにある用紙を使用して、司法書士の手で委任状を作成して貰い、同人から他の所要書類と一括してこれを登記係員に提出させるのである。この 場合司法書士に対しては口頭で委任の意思を表明〈要旨第一〉すれば足りるのであつ て、委任状は登記係員に提出するために作成して貰うのである。したがつて情を知らな〈/要旨第一〉い司法書士に他人名義を冒用して委任状を作成させ、これを登記係 員に提出させれば、委任状の偽造と、これをその文書の用法に従つて使用したもの として偽造私文書の行使罪の成立することは明かである。偽造委任状を司法書士を 介し登記係員に提出してもその行使罪が成立しないとした原判決は正に法律の解釈 を誤つたものである。

次に、原判決は、Dが死亡して、C1が家督相続により本件土地の所有権を 取得した事実に相違ないのであるから、被告人らが法務局係員をして登記簿原本にその旨の記載をさせても、公正証書原本不実記載罪は成立しない、というのである が、被告人らはC1が家督相続により取得した本件土地を擅に他に売却する手続を 採つて金員を騙取しょうとしたものである。そして右売却の登記手続を採る前提と して、C1の家督相続による所有権移転登記手続が未だしてなかつたところがら、 右申請に必要な同人名義の司法書士Eに対する委任状を偽造して、これを真正なも のの如く装い登記係員に提出して、C1の家督相続による所有権移転登記を受けた ものである。右のようにC1名義の登記申請そのものが虚偽であり、右申請書に添 附された同人名義の委任状も偽造である。若し登記係員がこの虚偽、偽造の事実を知れば当然その登記申請を拒否することは当然である。これは登記簿ないし登記制度の公信性からいつて極めて明瞭なこと〈要旨第二〉である。したがつて登記係員に対し偽造の文書を添附して虚偽の申請をなし、これを欺罔して登記簿原本にそ〈/要旨第二〉の申請とおりの記載をなさしめたときは、仮にその記載内容自体は、実際の権利法律関係と相違するところがなくても、なお登記簿原本に不実の記載をなさしめたものとして、公正証書原本不実記載罪の成立を妨げないものと解すべきである。正にこれと異る見解に立つて被告人らに無罪を言渡した原判決は法律の解釈を誤つたものといわなければならない。

以上の如く、原判決は被告人A、同Bの両名に対する偽造委任状の行使および登記簿原本不実記載の各訴因について、法律の解釈を誤つて無罪の言渡しをしたものであつて、それは右被告人両名に対する判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、検察官のその余の控訴趣意、すなわち、被告人両名に対する原判決の量刑不当を主張する論旨に対する判断を省略して、刑事訴訟法第三九七条第一項第三八〇条により原判決中右被告人両名に関する部分を破棄し、同法第四〇〇条但書により直ちに自判することとする。

(罪となる事実)

第一 被告人A、同Bの両名はF、同G、同H外二名と共謀し、被告人Aの実父C1がその亡父Dより家督相続し、その登記簿上の所有名義がDとなつていた横浜市a区e町字fg番山林九畝十六歩および同所h番山林七畝十二歩を擅に他に売却し、その代金名義で金員を騙取しょうと企て

一、 昭和三十四年七月二十九日頃同市 i 区 j 町 k 番地 I 研究所 J 支所において、情を知らない司法書士 E をして、同人方にあつた委任状用紙を使用して、行使の目的をもつて、C 1 名義を冒用し、その偽造印を冒捺し、同人が前記土地につき家督相続による所有権移転の登記を J 地方法務局に申請する一切の件を E に委任する旨の委任状一通を偽造させ、同月三十日同町一一三番地所在 J 地方法務局において、右 E を介し、情を知らない同局登記係員に対し、右偽造委任状を他の所要書類と共に提出行使して前記登記申請を為し、係員をして右申請が真正になされるものと誤信させて土地登記簿原本にその旨不実の記載をなさしめ、即時同所に備付けしめて行使し、

二、「同月二十九日頃前記 I 研究所 J 支所において、情を知らない前記 E をして前同様の委任状用紙を使用して、行使の目的をもつて、C 1 名義を冒用し、その偽造印を冒捺し、同人が前記土地をKに売却したにつき、売買による所有権移転の登記をJ 地方法務局に申請する一切の件をEに委任する旨の委任状一通を偽造させ、同月三十日前記 J 地方法務局において、情を知らない同局登記係員に対し右 E を介し、右偽造委任状を他の所要書類と共に提出行使させて、前記登記申請をなし、同係員をして右申請が真正になされるものと誤信させ、土地登記簿原本にその目的をの記載をなさしめようとしたが、右申請が虚偽であることを発見されてその目的を遂げず

第二 被告人AはF、G、B、Hらとの前記計画に基づき共謀して、昭和三十四年七月二十八日前記川和町所在横浜市港北区役所川和出張所において、C2と刻した偽造印を用いて、C1名義を冒用して港北区長宛昭和三十四年七月二十八日付の印鑑証明願一通を偽造し、これを同所係員に提出して行使し、

第三 被告人Aは、F、G、B、Hと共謀して、前記計画に基づき昭和三十四年七月三十日頃横浜市a区 I 町m番地旅館 L ことM方において、FをC 1 の長男と詐称し、C 1 が前記山林の売却を承諾しその一切を長男に委せていると嘘を言い、その旨Mを誤信させて、右代金の手付け金名義で金百五十万円をFに交付せしめてこれを騙取したものである。

(証拠の標目)(省略)

(法律の適用)

判示第一の被告人A、同Bの各委任状偽造、判示第二の被告人Aの印鑑証明願偽造の各所為は、刑法第一五九条第一項第六〇条に、右偽造登記申請書、偽造委任状および偽造印鑑証明願各行使の所為は、同法第一六一条第一項第一五九条第一項第六〇条に、また、判示第一の被告人A、同Bの各登記簿原本不実記載の所為は、同法第一五七条第一項第六〇条、その行使の所為は同法第一五八条第一項第一五七条第一項第六〇条に、右被告人両名の登記簿原本不実記載未遂の所為は、同法第一五七条第三項第一項第六〇条に、また、判示第三のAの詐欺の所為は同法第二四六条第一項第六〇条に、それぞれ該当する。そして右私文書偽造とその行使、登記簿原

本不実記載とその行使とは、それぞれ手段結果の関係にあるから、同法第五四条第一項後段第一〇条によつて、それぞれ各行使罪の刑に従つて処断する。以上被告人両名の各罪は刑法第四五条前段の併合罪であるので第一五七条第一項の所定刑中懲役刑を選択し、同法第四七条第一〇条による併合罪の加重をした刑期範囲内において量刑処断することとなる。

は、し、らとって、 をは、し、らとって、 をは、し、らとって、 をは、こ、らとってが1でから、 をで、これが発出でいた。 をで、これが発端できた。 をはにいたうでははいって、 をで、これが表していた。 をでは、これが発端できた。 をでは、これが表した。 をでは、これが表した。 をでは、これが表した。 をでは、これが表した。 をでは、これが表した。 をでは、これが表した。 をでは、これが表した。 をでは、これが、 でいた。 をでは、これが、 でいた。 でいた。 をでは、 でいた。 では、 でいた。 では、 でいた。 でいた。 でいた。 では、 でいた。 

科刑をそのまま維持することとする。 よつて、被告人両名に対し主文第二項記載の如く科刑し、刑の執行猶予につき、 刑法第二五条第一項、没収につき刑法第一九条第一項第三号第二号を適用し、当審 における訴訟費用は、刑事訴訟法第一八一条第一項但書により被告人両名にこれを 負担させないこととして主文のとおり判決した。

(裁判長判事 兼平慶之助 判事 斎藤孝次 判事 関谷六郎)